

第3章

生活支援に関する 施策等

第1節 母子家庭の生活支援に関する施策

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

なお、この事業の一層の普及・利用促進を図るため、平成14（2002）年の母子及び寡婦福祉法の改正において、従来の「住宅介護人等事業」という名称を「日常生活支援事業」に改称するとともに、事業の実施場所を拡大するなどの改善を図った。

2 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（市町村）であり、費用は国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かっている。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行っている。

3 ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。

こうしたことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県及び市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

(1) 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、生活支援に関する講習会を開催している。

(2) 健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働くなければ生活を維持することが困難な状況にある。こうした負担等が要因となって、体調をくずしたり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくないことから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行っている。

(3) 土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施している。

(4) 児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

このため、母子家庭等の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員（ホームフレンド）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなど、生活面の支援を行っている。

(5) ひとり親家庭情報交換事業

母子家庭等になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このため、こうした母子家庭等が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設けている。

4

子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、（独）福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）の子育て支援基金より助成が行われた。

(1) 母子家庭の自立に向けた支援体制の整備事業（助成先：（財）全国母子寡婦福祉団体協議会）

地域社会において孤立しがちな母子家庭等に対し、地域において相談に応じ、情報提供を行うなど、地域とのかかわりの中で母子家庭の支援を行う者を育成するための講習を実施するとともに、事業成果を報告書にまとめた。